

東大和市新堀一丁目1523番2

一般競争入札による市有地の売払い

参加要領

令和8年4月

東大和市行政管理部管財課

入札物件

所在地	地目	実測面積 (㎡)	用途地域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	最低売却価格 (円)
東大和市新堀一丁目 1523番2	畑	973.59	第一種低層 住居専用地域	40	80	134,432,600

一般競争入札参加要領

令和8年4月24日（金）に東大和市が実施する市有地売払いの一般競争入札に参加される方は、次の各事項をご承知のうえ、入札してください。

（入札に付する物件）

第1 入札に付する物件は、「東大和市新堀一丁目1523番2」（以下「本物件」といいます。）とします。

（入札に参加することができない者）

第2 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」といいます。）が次に掲げる者である場合は、この入札に参加することができません。

また、入札参加者が法人の場合には、役員等が（2）から（5）に該当する場合も入札に参加することができません。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者又は同条第2項各号のいずれかに該当する者。（9ページの条文抜すい参照）

（2）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員。

（3）東大和市暴力団排除条例（平成24年条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団関係者。

（4）（2）及び（3）に掲げる者から委託を受けた者並びに（2）及び（3）に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員。

（5）東大和市契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年訓令第29号）第3条第1項に基づく排除措置期間中の者。

（契約に当たって付する条件）

第3 契約に当たって付する主な条件は、次に掲げるとおりです。10ページから14ページの土地売買契約書の条文をよく確認のうえ、入札に参加してください。

（1）用途の制限

本物件を契約締結の日から5年間、風俗営業等の業務の用、公序良俗に反する用、墓地及びこれに類する用に使用することを禁止します。

（2）実地調査等

遵守状況を確認するために、市は随時、本物件の利用状況について実地調査を行います。実地調査の際には、契約者に協力していただきます。

（3）違約金

契約者が用途の制限に違反した場合、売買代金の100分の30の違約金を支払っていただきます。

契約者が実地調査等の協力義務に違反した場合又は入札に参加することができない者であることが判明した場合、売買代金の100分の10の違約金を支払っていただきます。

(4) 瑕疵担保責任

本物件に隠れた瑕疵があっても、市は責めを負いません。

(5) 危険負担

本契約締結の時から本物件の引渡しの時までにおいて、本物件が、市の責めに帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、市に対して売買代金の減免を請求することができません。

(6) 契約費用

契約に要する印紙税は、契約者に負担していただきます。

(7) 引渡し

引渡しは現状有姿となります。現地での引渡しは行わないため、第4に定める物件の下見を必ず行ってください。また、現地を確認する際は、周辺の迷惑にならないように注意してください。

(8) 所有権移転登記

所有権移転登記は売買代金の納付後、契約者の請求により市が行います。

本物件の登記名義人は契約者となります。

所有権移転登記に要する登録免許税は、契約者に負担していただきます。

(9) 農地法第5条の届出

本物件の地目は「畑」となっていますので、落札者は契約締結後、市と連名で東大和市農業委員会に農地法第5条第1項第6号の届出書を提出しなければなりません。

上記の届出の受理をもって所有権移転の効力が生じるものとし、受理されない場合、契約は無効となります。

(10) 地下工作物の撤去

本物件には地下工作物が東側隣接地の万年塀に越境して存在しています。当該隣接地所有者が万年塀を取り壊す際は当該地下工作物を撤去してください。なお、別紙図面に地下工作物のおおよその状況を示していますが、形状等については想定で作成しているため、実際の工作物の状況と異なる場合があることに留意してください。

(11) 再生砂による埋戻し

過去に本物件に埋設されていた分離槽(1,860mm×3,570mm×2,530mmh)を撤去し再生砂にて埋戻しを実施しており、そのことを承諾のうえ申し込みを行ってください。

(物件の下見)

第4 15 ページの物件調書は、入札参加者が本物件の概要を把握するための参考資料ですので、参加申し込みを行う前に必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

なお、現地は、本件入札日までの間、中に入って見ることはできません。また、現地の説明会は行いません。

(入札参加申込受付)

第5 一般競争入札に参加するためには、一般競争入札参加申込書、その他の提出書類を持参により提出しなければなりません。(電話・郵送・FAX・電子メール等での受付はいたしません。)

(1) 提出期間

令和8年4月20日(月)から令和8年4月22日(水)まで

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(3) 受付場所

東京都東大和市中央3丁目930番地

東大和市役所3階1番窓口(管財課窓口)

電話 042(563)2111 内線1341

(4) 提出書類

一般競争入札参加申込書 1部

一般競争入札参加申込受付書 1部

誓約書 1部

印鑑証明書 1部

法人の場合は商業登記簿現在事項証明書 1部

個人の場合は住民票 1部

※注1 申込書及び誓約書には、個人の場合は区市町村に印鑑登録をしている印鑑、法人の場合は法務局に提出している印鑑(以下、それらを「実印」といいます。)を押印してください。

2 所有権の移転登記の際に共有の希望がある場合は、共有予定者全員の連名で共有持分を記載のうえ、申し込みをしてください。(入札・契約・登記も共有予定者全員の連名となります。)

3 共有名義で申し込む場合は、共有者全員分の添付書類が必要です。

4 印鑑証明書及び商業登記簿現在事項証明書又は住民票は作成後3か月以内のものとしします。

5 提出された書類(一般競争入札参加申込受付書を除く)は返却しません。

6 入札保証金の納入通知書は申込時にお渡ししますので、入札保証金額を職員にお知らせください。

(入札及び開札の日時及び場所)

第6 入札及び開札の日時及び場所は、次のとおりです。

期	日	令和8年4月24日(金)
入札時間		午前11時
開札時間		入札締切り後即時
会場		東京都東大和市中央3丁目930番地 東大和市役所 会議棟2階第8会議室 (場所を事前に確認してください。)

持参するもの (1) 入札書(必要な事項を記載し、記名押印(実印)したもの)
(2) 一般競争入札参加申込受付書(市の受付印が押されたもの)
(3) 入札保証金納付書兼納付証明書の写し
(4) 委任状(代理人が入札する場合)

※ 法人が入札を行う場合には、従業員等が入札する場合でも、代表者の委任状が必要です。

※注1 午前11時の時点で会場に入場していない場合、入札に参加することができませんので時間を厳守してください。

2 会場への入室は入札参加者毎に1名とさせていただきます。共有で申し込まれる方についても入室できる方は1名ですので、他の共有者からの委任状を提出してください。

なお、入札参加者及び入札に関する職員以外の者は会場に入室することができません。

3 第7に定める入札保証金の確認等により、入札時間が遅れることがあります。

(入札保証金)

第7 入札参加者は、各自の入札金額の100分の3以上の入札保証金を、東大和市の発行する入札保証金納付書により、指定の金融機関で納付しなければなりません。入札保証金が未納・金額不足の場合、入札は無効とします。

(入札)

第8 入札参加者は、必要な事項を記入し記名押印(実印)した入札書を、所定の入札箱に投入してください。

入札に際して、事前に一般競争入札参加申込受付書(市の受付印が押されたもの)及び入札保証金納付書兼納付証明書の写し(代理人が入札する場合はこれらのほかに委任状)を提出していただきます。これらの書類の提出がない場合、入札が無効となりますので、ご注意ください。

(入札金額の表示)

第9 入札金額は、入札物件の価格の総額を表示してください。

(入札書の書換え等の禁止)

第10 入札者は、入札書を入札箱に投入した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

(開札)

第11 開札は、入札締切り後直ちに入札者立会いのもと公開で行います。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない東大和市職員を立ち合わせます。

(入札の無効)

第12 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札に参加する資格がない者のした入札

(2) 入札の前に第7に定める入札保証金を納付しない者のした入札

(3) 入札金額の100分の3に満たない入札保証金を納付した者の入札

(4) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名及び押印等のないもの

(5) 2通以上の入札書を提出したもの

(6) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたもの

(7) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの

(8) 入札に際して事前に一般競争入札参加申込受付書(市の受付印の押されたもの)及び入札保証金納付書兼納付証明書の写し(代理人が入札する場合は、これらのほかに委任状)を提出しないで入札した者の入札

(9) 最低売却価格に達しない金額での入札

(10) 前各号に定めるもののほか、本要領に違反したもの

(落札者)

第13 落札者は、有効な入札を行った者のうち、入札書の金額が東大和市の定める最低売却価格以上で、他の入札者のどの入札書の金額よりも高い価格をもって入札した者とします。

2 落札者は、その権利を他者に譲ることはできません。

(入札の回数)

第14 入札の回数は1回とし、再度入札は実施しません。

(くじによる落札者の決定)

第15 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない東大和市職員にくじを引かせます。

(入札結果の通知)

第16 開札した場合に、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときは、その旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。この場合に、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知します。

(落札者決定の取消し)

第17 落札者と決定された者が東大和市契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年訓令第29号）第3条第1項に基づく排除措置を受けた者に該当することが、第18に規定する契約の締結までの間に判明した場合は、当該決定を取り消します。

(契約の締結)

第18 落札者は、令和8年5月7日（木）までに別に定める様式の契約書により契約を締結しなければなりません。

(契約の確定)

第19 契約は、東大和市が落札者ととともに契約書に記名押印したときに確定します。

(契約保証金)

第20 落札者は、契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を東大和市が発行する納入通知書により指定の金融機関で納付しなければなりません。ただし、契約の締結と同時に売買代金の全額を納付する場合には、契約保証金を納付する必要はありません。

(入札保証金の返還等)

第21 落札者以外の者が納付した入札保証金は、落札者決定後、入札者が指定する金融機関の預金口座への振り込みにより還付します。なお、還付には開札終了後1か月ほど要する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

2 落札者が納付した入札保証金は、第20に定める契約保証金に振り替えます。ただし、契約の締結と同時に売買代金の全額を納付する場合には、当該代金の一部に充当します。

3 入札保証金を契約保証金に振り替える場合に、入札保証金の額が契約保証金の額に満たないときは、その差額を第20の例により納付しなければなりません。

(入札保証金及び契約保証金の利息)

第22 入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利息を付けません。

(入札保証金の没収)

第23 落札者が令和8年5月7日（木）までに契約の締結に応じない場合には、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、東大和市に帰属します。

(売買代金の納付期限)

第24 売買代金は、契約日の翌日から起算して20日以内に納付してください。(厳守)
ただし、その日が閉庁日にあたる場合は、翌開庁日が納付期限となります。

(契約内容の公表)

第25 契約内容(落札者、落札金額、物件所在地、数量、契約日)は、公表されること
がありますのでご了承ください。

◎その他の注意事項

- ・不正な申し込みがあった場合は、その申し込みを取り消すことがあります。
- ・契約者が、売買契約に定める義務を履行しないために、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- ・本物件の活用にあたっては、法令等の規制を必ず厳守しなければなりません。
- ・入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とします。

【参考】

○地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(昭三八政三〇六・全改、平一二政三七・平二〇政二五・平二六政三四五・一部改正)

【参考】

土地売買契約書

売主東大和市を甲とし、買主〇〇〇〇を乙とし、甲乙間において、次の条項により、土地売買契約を締結する。

(売買物件)

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「売買物件」という。）を、乙に売り渡すものとする。

所在地	地目	実測面積
東大和市新堀一丁目1523番2	畑	973.59㎡

(売買代金)

第2条 売買物件の売買代金は、金〇〇〇〇〇〇〇〇円とする。

(契約保証金)

第3条 この契約に関する契約保証金は、金〇〇〇〇〇〇〇円とする。

2 乙は、前項の契約保証金から入札保証金〇〇〇〇〇〇〇円を差し引いた残額金〇〇〇〇〇〇〇円を、この契約の締結と同時に、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する場所において納付しなければならない。

3 前項の契約保証金には、利息をつけないものとする。

4 第1項の契約保証金は、第2条の売買代金の一部に充当するものとする。

5 第1項の契約保証金は、乙の責めに帰すべき理由により、この契約が解除されたときは、甲は、その返還義務を負わないものとする。

6 乙は、契約の締結と同時に売買代金の全額を納付する場合は、契約保証金を納付しないものとする。

(売買代金の納付)

第4条 乙は、第2条の売買代金から前条第1項の契約保証金を差し引いた残額金〇〇〇〇〇〇〇円を、甲の発行する納入通知書により、契約の日の翌日から起算して20日以内に甲の指定する場所において納付しなければならない。ただし、その日が閉庁日にあたる場合は、翌開庁日を納付期限とする。

(延滞金)

第5条 乙は、第2条の売買代金を、その納付期限までに支払わないときは、その翌日から納付の日までの日数に応じ、当該代金の金額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。この場合において、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。

2 前項の規定は甲の解除権の行使を妨げないものとする。

(所有権の移転及び売買物件の引渡し)

第6条 売買物件の所有権は、乙が第2条の売買代金（前条の延滞金がある場合は、これを含む。）の納付を完了したとき、または、甲及び乙が連名で提出する農地法第5条第1項第6号の規定による届出書が東大和市農業委員会に受理されたときのいずれか遅いときに、甲から乙に移転するものとする。

2 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書が東大和市農業委員会に受理されない場合、本契約は無効とし、甲は契約保証金（利息は付さない）を乙に返還するものとする。

3 売買物件は、第1項の規定によりその所有権が移転したときに、乙に対し現状のまま引渡しがあったものとする。

(所有権の移転登記)

第7条 乙は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が移転した後、すみやかに甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権の移転登記を囑託するものとする。

2 前項の所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

(瑕疵担保責任)

第8条 甲は、売買物件に隠れた瑕疵があってもその責めを負わないものとする。

(危険負担)

第9条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、売買物件が、甲の責めに帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(用途の指定)

第10条 乙は、この契約締結の日から5年間、売買物件を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 乙は、この契約締結の日から5年間、売買物件を「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等、公序良俗に反する用に供してはならない。

3 乙は、この契約締結の日から5年間、売買物件を「墓地、埋葬等に関する法律」（昭和23年法律第48号）第2条第5項に定める墓地、その他これに類する用に供してはならない。

(地下工作物の撤去義務)

第11条 売買物件東側境界付近の地中に存在する地下工作物（以下「本工作物」という）について、東側隣接地の所有者（以下「隣地所有者」という）が、境界に存する万年塀を取り壊す際、乙は、自己の責任と負担において、本工作物を必ず撤去するものとする。

- 2 前項の撤去工事にあたり、隣地所有者との連絡、協議、および工事実施に伴う調整の一切は、乙の責任において行うものとする。
- 3 乙は、本工作物の状況、撤去費用、および隣地所有者との協議結果等を理由として、甲に対し、売買代金の減額請求、損害賠償請求、および契約の解除を行うことはできない。
- 4 乙が本物件を第三者に譲渡する場合、乙は、本条に定める撤去義務を当該第三者に承継させ、甲に一切の負担・責任が及ばないようにしなければならない。

(特記事項)

第 12 条 本物件地中に埋設されていた分離槽を甲において撤去したが、撤去後の埋戻しには再生砂を使用しており、乙は、これを承諾のうえ本契約を締結するものとする。

(実地調査等)

第 13 条 甲は、第 10 条に関して、必要があると認めるときは、乙に対し質問し、随時に売買物件の現地、帳簿、書類、その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求することができる。

- 2 乙は、甲から請求があるときは、必要な資料を添えて、売買物件の利用状況等をただちに甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、正当な理由なく、前 2 項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第 14 条 乙は、第 10 条に定める義務に違反したときは、第 2 条の売買代金の 100 分の 30 に相当する金額を違約金として甲に納付しなければならない。

- 2 乙は、正当な理由なく前条に定める義務に違反したとき又は乙が一般競争入札参加要領に定める入札に参加することができない者であることが判明したときは、第 2 条の売買代金の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として甲に納付しなければならない。
- 3 前 2 項の違約金は、第 18 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないとき又は乙が一般競争入札参加要領に定める入札に参加することができない者であることが判明したときは、催告をしないで、この契約を解除することができる。

(返還金等)

第 16 条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が納付した売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

- 2 甲は、解除権を行使したときは、第 19 条に規定する乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 乙は、甲が解除権を行使したときであっても、第 14 条に定める違約金及び第 18 条に定める損害賠償金を納付しなければならない。
- 4 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

5 甲は、第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第14条に定める違約金又は第18条に定める損害賠償金を納付すべき義務があるときは、当該売買代金からこれらの違約金等を差し引いた額を返還するものとする。

(乙の原状回復義務)

第17条 乙は、甲が解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、乙の負担で売買物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に納付しなければならない。又、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に納付しなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記に必要な書類を自己の負担において甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第18条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第20条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第21条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都東大和市中心三丁目930番地
東大和市
東大和市長 和 地 仁 美

乙 住所

氏名

物 件 調 書

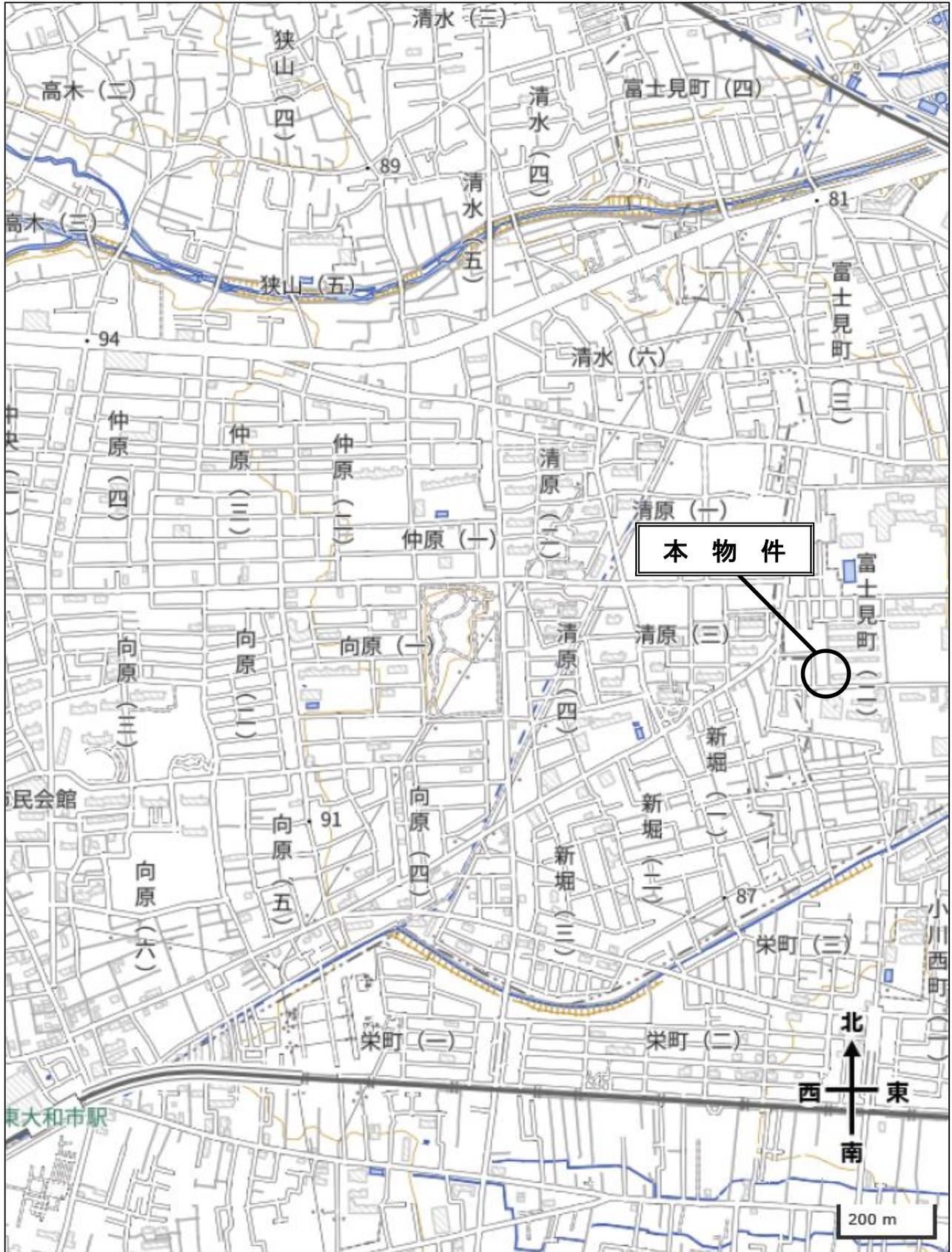
		最低売却価格	134,432,600 円
所 在 地	登記地目	実測面積	登記地積
東大和市新堀一丁目 1523 番 2	畑	973.59 m ²	973 m ²

※土地の形状は、17ページの地積測量図を参照してください。

道 路 接 面 状 況	南側:市道第103号線 西側:市道第104号線			
法令等に基づく制限	都市計画区域	市街化区域	建 ぺ い 率	40%
	用途地域	第一種低層 住居専用地域	容 積 率	80%
	高度地区	第一種高度地区	防火地域及び 準防火地域	指定無し
	日 影 規 制	規制値(一) 3時間—2時間(測定水平面1.5m)		
	そ の 他			

特 記 事 項	<p>①本物件は現状有姿での引渡しとします。 本物件の地下埋設物調査、土壌汚染調査及び地盤調査は行っておりません。本物件において地下埋設物が発見された場合、汚染土壌処理基準を超えている土壌が発見された場合及び地盤改良工事が必要となった場合であっても名目の如何を問わず、落札者は一切の請求をしないものとします。</p> <p>②本物件の地下にフェンスの基礎と浸透槽・浸透柵が埋設されており、フェンスの基礎は東の隣接地に越境しています。東側隣接地所有者が万年堀を取り壊す際は、当該工作物を撤去してください。なお、最低売却価格の算出においては、本件工作物の撤去費用相当額を考慮しています。</p> <p>③本物件の一部に埋設物撤去後に再生砂にて埋戻している箇所があることに留意してください。</p> <p>④地目が畑であるので、所有権移転には農地法第5条第1項第6号の規定による届出が必要です。この届出が受理されない場合、契約は無効とします。</p> <p>⑤敷地内の電気・水道・都市ガス等については、それぞれの管理者にお問い合わせください。</p> <p>⑥隣接地(道路)との境界の確認に関する書類は売買代金全額の納付後、買主に引き渡します。なお、当該書類は事前に閲覧が可能です。</p> <p>⑦本物件の利用に伴い歩道を切り下げる等の理由で市道の工事が必要な場合は、東大和市まちづくり部都市基盤課と事前協議を行ってください。また、工事等の費用は買主の負担となります。</p> <p>⑧この調書と現地が相違する場合は現地を優先とします。</p>
------------------	--

案内図



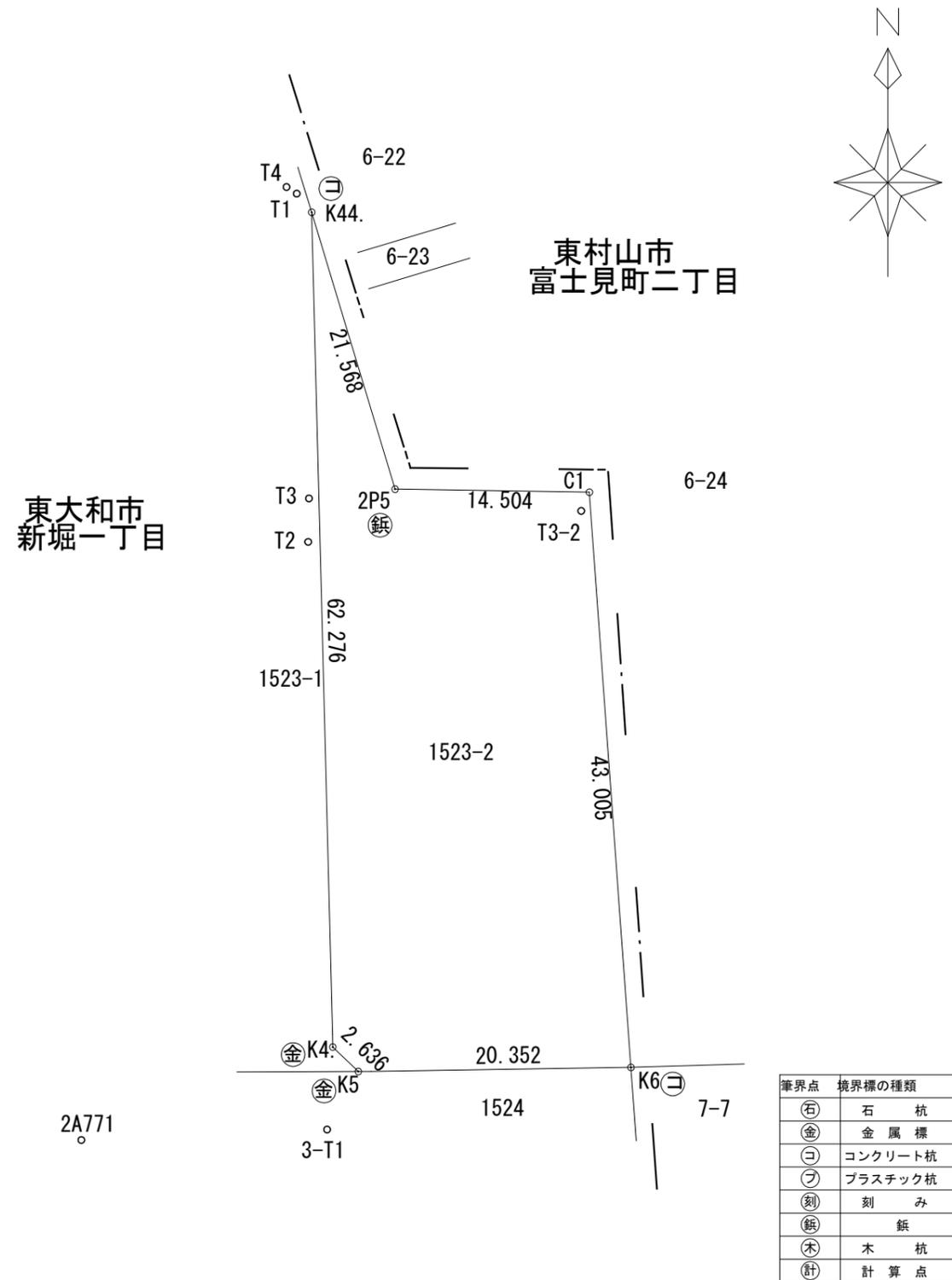
地番	1523-2	地積測量図
土地の所在	東大和市新堀一丁目	

求積表

地名	X	Y	(X _{n+1} - X _{n-1}) Y _n	標識の種類
K44.	-28629.201	-34527.288	-1436576.871816	コンクリート杭
2P5	-28649.851	-34521.061	720765.232619	鋳
C1	-28650.080	-34506.558	1487991.794076	-
K6	-28692.973	-34503.455	1490549.256000	コンクリート杭
K5	-28693.280	-34523.805	-52303.564575	金属標
K4	-28691.458	-34525.711	-2212373.035169	金属標
倍面積			-1947.188865	
面積			973.5944325	
地積			973.59 m ²	

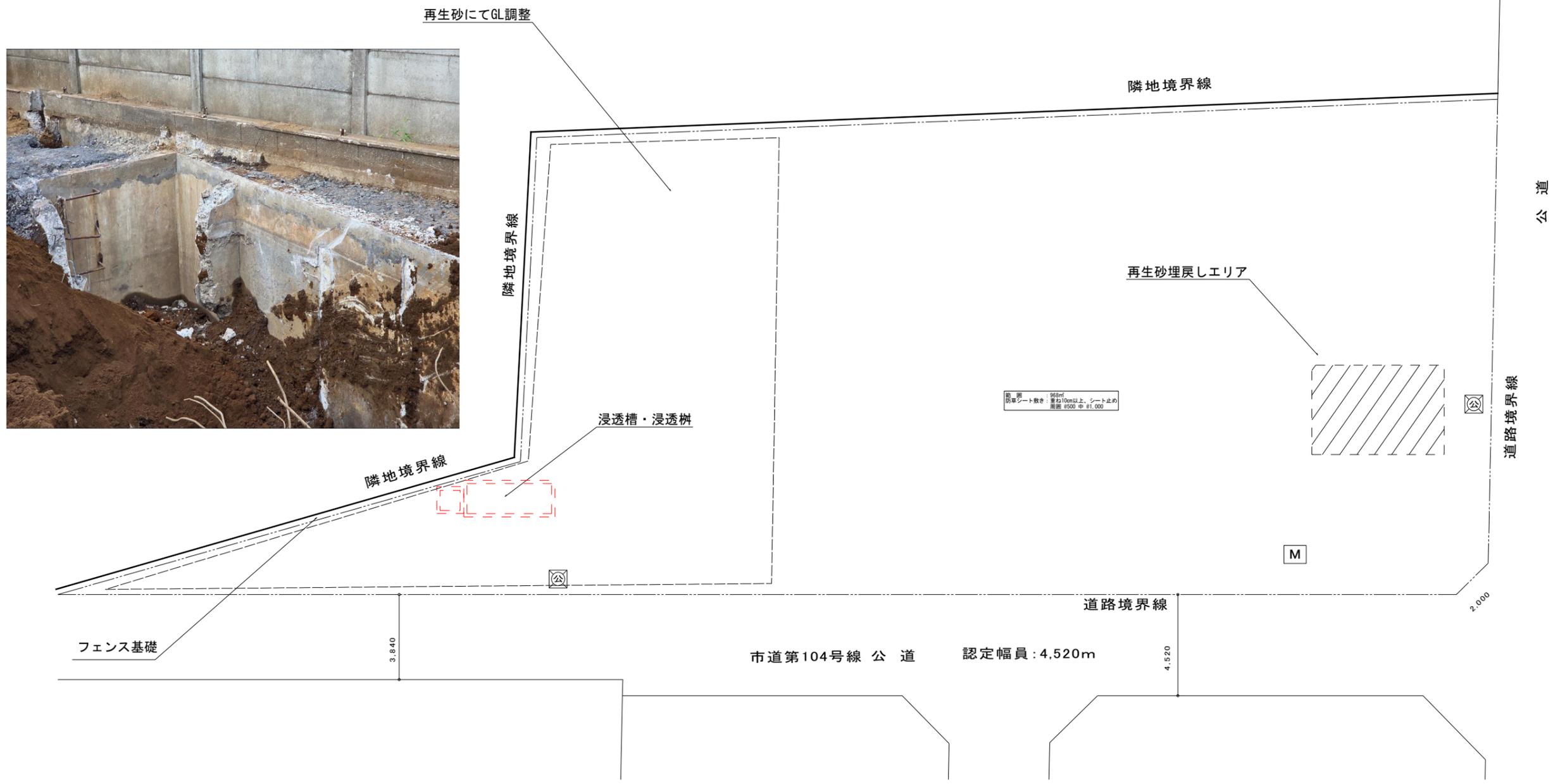
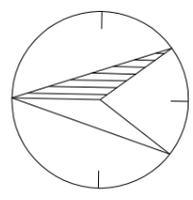
座標一覧表			
点名	X	Y	備考
2A771	-28698.395	-34544.476	鋳
T1	-28627.808	-34528.398	刻印
T2	-28653.783	-34527.546	鋳
T3	-28650.542	-34527.485	鋳
T4	-28627.318	-34529.163	鋳
3-T1	-28697.607	-34526.132	鋳
T3-2	-28651.470	-34507.166	鋳

測地系	任意座標系
座標系	区系
縮尺係数	0.999915
測量年月日	令和7年1月24日



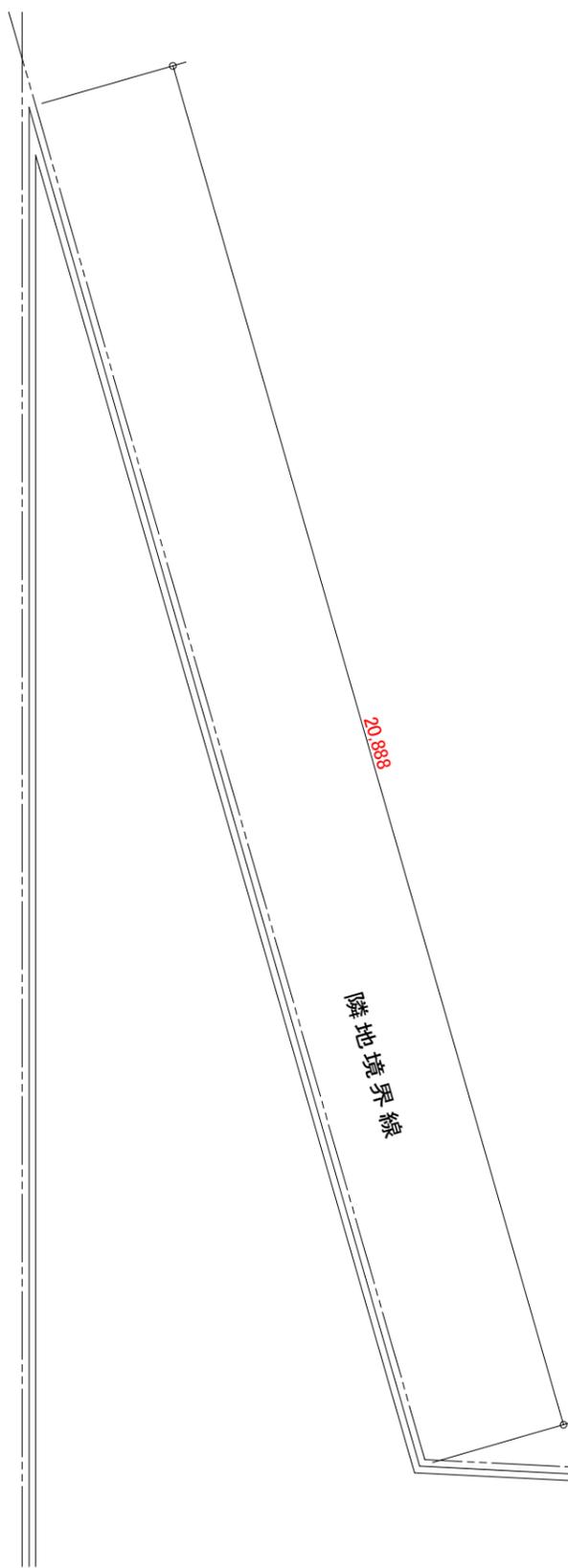
境界点	境界標の種類
石	石杭
金	金属標
コ	コンクリート杭
フ	プラスチック杭
刻	刻み
鋳	鋳
木	木杭
計	計算点

作成者	東大和市まちづくり部都市基盤課管理係 上野 徳久 (令和 年月日 作成)	申請人	東大和市長 和地 仁美	縮尺	1/500
-----	---	-----	-------------	----	-------

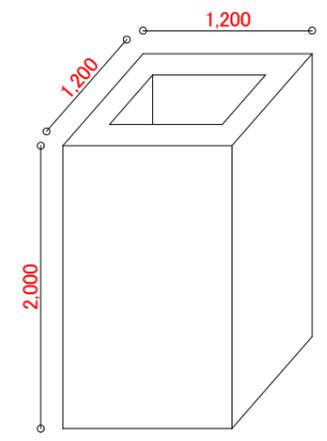


注記)

1. 埋設物は想定であり設計図竣工図を参考に算出したものになります。

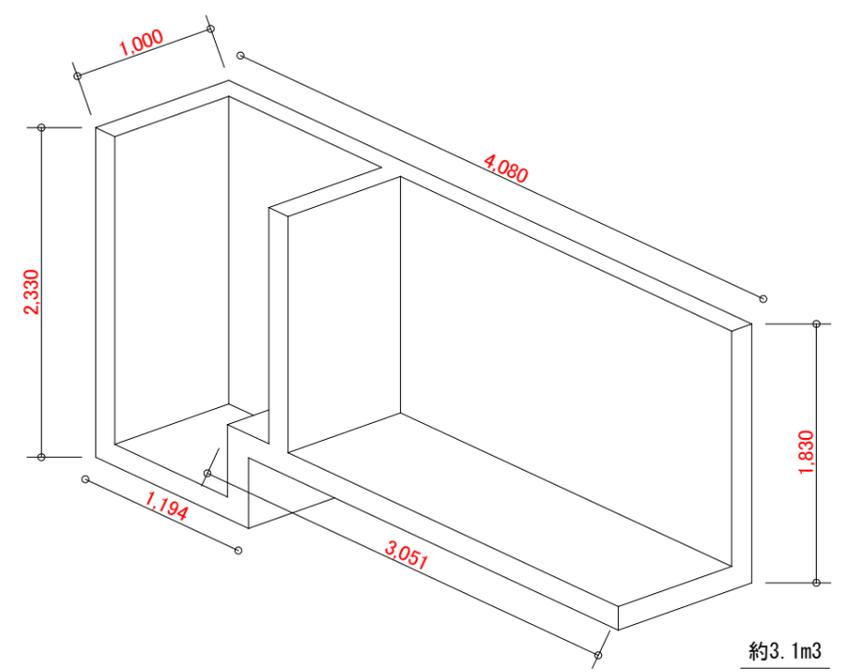


三角地平面図



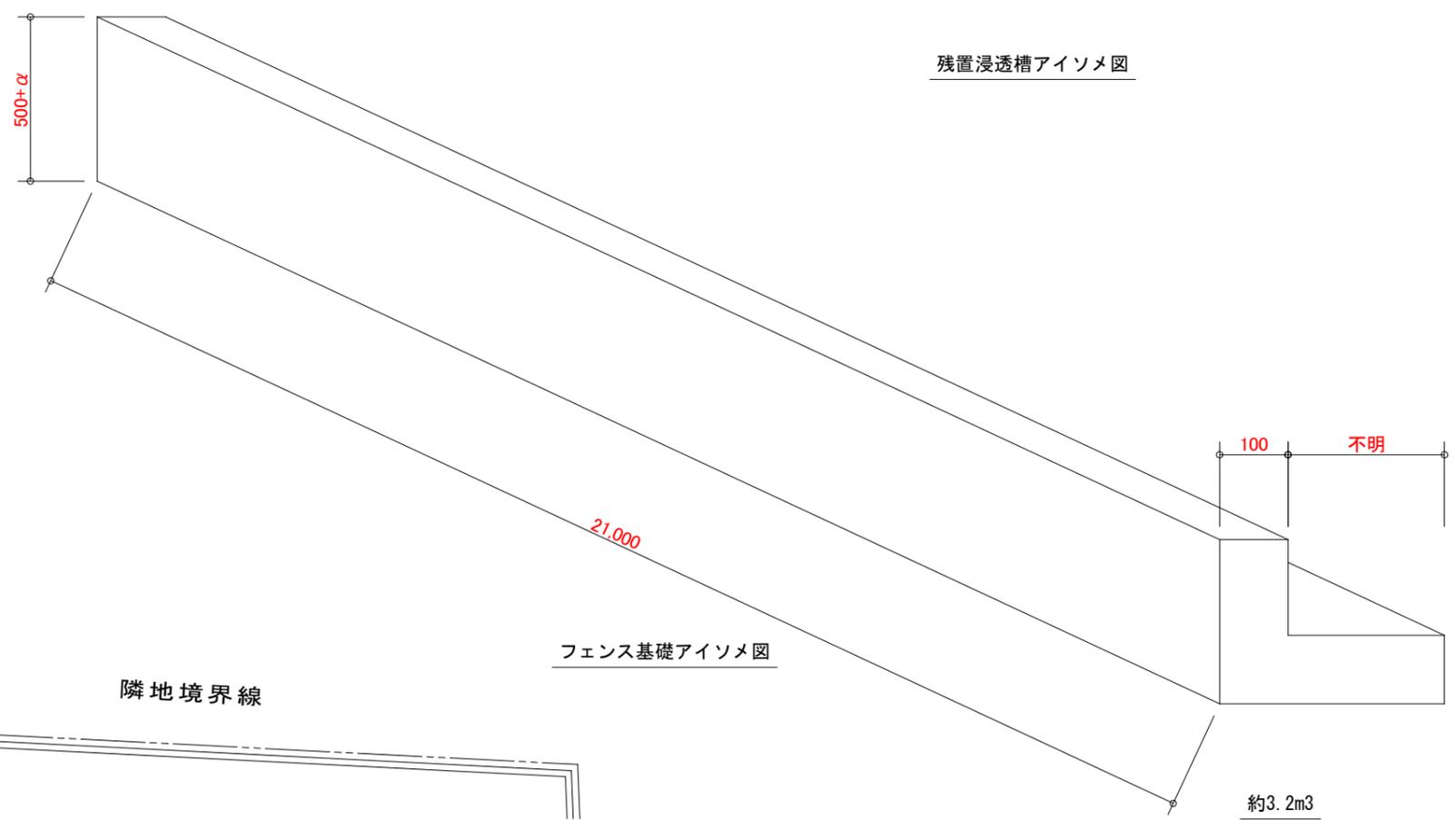
約1.52m³

残置浸透槽アイソメ図



約3.1m³

残置浸透槽アイソメ図



フェンス基礎アイソメ図

約3.2m³

隣地境界線